

なら食と農の魅力創造国際大学校フードクリエイティブ学科 奈良県内開業・就業支援事業補助金 申請の手引き

1 この補助金の目的

フードクリエイティブ学科の卒業生が奈良県内で飲食店等を開業・就業することを応援するため、在学中に納付した授業料の一部を補助する制度です。

2 補助の対象者（主な要件）

- ・なら食と農の魅力創造国際大学校フードクリエイティブ学科の卒業生であること（原級留置を受けて（留年して）いないこと）。
- ・卒業日の属する年度の翌年度4月1日を「起算日」とし、その起算日から4年以内に申請すること。（令和8年3月卒業の場合、令和12年3月31日までに申請）

【開業の場合（第3条第1項第3号ア）】

- ・起算日から3年以内に、奈良県内で飲食店等を開業していること（共同経営者を含む）。（令和8年3月卒業の場合、令和11年3月31日までに開業）

【就業の場合（第3条第1項第3号イ）】

- ・起算日から6か月以内に、奈良県内の飲食店等に正社員として就業を開始していること。（令和8年3月卒業の場合、令和8年9月30日までに就業）
- ・起算日から4年以内に、通算して3年以上、奈良県内の飲食店等で対象職種に従事していること。

3 補助金の額

- ・在学期間中に納付した授業料の2分の1以内。
（減免等を受けている場合は、減免後の納付額から算出）
- ・上限は2年間分の授業料相当額の2分の1。
- ・一部の入学生（令和6年度入学生・令和8年3月卒業生）は、1年分の授業料相当額の2分の1が上限。

4 申請の流れ（概要）

- ①事前相談（様式1）を大学校へ提出（申請書提出予定日の概ね1か月前まで）。
- ②補助金交付申請書（第1号様式）等の必要書類を大学校に提出。
- ③審査後、奈良県が交付決定を申請者へ通知。
- ④交付決定後、申請者が補助金請求書（第4号様式）を大学校に提出。
- ⑤申請者本人名義の口座に補助金が振り込まれます。

5 年度末のスケジュールについて

- ・その年度内（～3月31日）に交付決定・支払いを希望する場合は、原則として2月15日までに事前相談、2月末日までに申請書類を大学校へ提出してください。
- ・ただし、申請期限（起算日から4年以内）を過ぎると申請できませんので、余裕を持って準備してください。

6 よくある質問（Q&A）

Q1 誰が、いつまで申請できますか？

A1 本校フードクリエイティブ学科を令和8年3月以降に卒業し、原級留置（留年）がない人です。卒業年度の翌年度4月1日（起算日）から4年以内に申請する必要があります。

Q2 開業・就業の場合の条件は？

A2 開業：起算日から3年以内に、奈良県内で許可・届出を受けた飲食店等を開業していること（事業承継・第二創業・共同経営を含む）。

就業：起算日から6か月以内に奈良県内の飲食店等に正社員として就職し、起算日から4年以内に対象職種で通算3年以上働いていること。

Q3 補助金はいくら？必ずもらえますか？

A3 在学中に払った授業料の2分の1以内で、上限は2年分授業料の2分の1（一部の入学生は1年分まで）です。要件を満たしていると奈良県が認め、かつ予算の範囲内の場合にのみ交付されるため、「必ずもらえる」わけではありません。

Q4 どんな手続きが必要ですか？

A4 まず事前相談書（様式1）を大学校へ出し、続いて申請書など必要書類を大学校に提出します。奈良県の審査で交付決定後、補助金請求書を出すと本人名義口座に振り込まれます。

※詳細は最新の「なら食と農の魅力創造国際大学校フードクリエイティブ学科奈良県内開業・就業支援事業補助金交付要綱」を必ず確認してください。

【問合せ先・事前相談先・申請書等提出先】

奈良県立なら食と農の魅力創造国際大学校 フードクリエイティブ学科 食・研修係

〒633-0044 奈良県桜井市高家2217

TEL：0744-46-9700